

いのり訪問看護ステーション運営規程

【訪問看護・介護予防訪問看護】

（事業の目的）

第1条 株式会社 HOPE(以下、「事業者」という)が開設するいのり訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う訪問看護事業および介護予防訪問看護事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員（保健師、看護師または准看護師）、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下、「看護職員等」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護および介護予防訪問看護（以下、「訪問看護等」という）の提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- ① 訪問看護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 介護予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスの提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 前3項のほか、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（二四福保高介第一八八二号）」の規定に遵守する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

1. 名称 いのり訪問看護ステーション
2. 所在地 東京都 世田谷区 南烏山 6 丁目 13-13 富岡コーポ C-109

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者：1 名
管理者は事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の職員に法令およびこの規程を遵守させるために必要な命令を行う。
- ② 看護職員：常勤換算方法で 2.5 人以上
看護職員は主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）に沿って（介護予防）訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という）を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を（介護予防）訪問看護報告書として作成する。
- ③ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は必要に応じて雇用し訪問看護等（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日、営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日まで、ただし、祝日、年末年始の休日期間（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除く
- ② 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ③ サービス提供時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。（緊急時の訪問を除く）

(訪問看護等の内容および利用料その他の費用の額)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする

- ① ①訪問看護計画書等の作成
- ②状態の観察
- ③身体の清潔援助
- ④床ずれの処置および指導
- ⑤カテーテル類の管理
- ⑥リハビリテーション
- ⑦栄養に関する援助
- ⑧排泄に関する援助

- ⑨療養環境の整備
- ⑩家族への看護指導および介護支援・相談
- ⑪ターミナルケア
- ⑫認知症患者・小児患者の看護
- ⑬その他医師による医療処置や医療機器の管理

- ② 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- ③ 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり110円
- ④ 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1提供あたり利用料の50%を徴収する。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合には、キャンセル料不要とする。
- ⑤ 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合には1枚あたり100円を徴収する。
- ⑥ 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取る。
- ⑦ 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- ⑧ 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

世田谷区：全域

杉並区：久我山・上高井戸・下高井戸・永福・浜田山・高井戸東・高井戸西・
宮前・松庵

三鷹市：井の頭・牟礼・北野・新川・中原・下連雀・上連雀

調布市：緑ヶ丘・仙川町・若葉町・入間町・東つつじが丘・西つつじが丘・菊野
台・柴崎・佐須町・八雲台・国領町・染地

狛江市：全域

川崎市：中原区・高津区・多摩区・麻生区

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は訪問看護等を提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第9条

1. 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った措置について記録しなければならない
3. 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条

1. 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該区市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からも苦情・ハラスメントに関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第 11 条

1. 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第 13 条

1. 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - ④ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ⑤ 措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(暴力団排除)

第 14 条

1. 事業所を運営する当該法人の役員および事業所の管理者その他の職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. 事業者は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. 職員は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、当該利用者の契約終了した日から2年間保管する。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社H O P E と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(事業継続計画)

- 第16条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び、訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第17条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。 ←指定日

この規程は、令和7年7月1日から施行する。 ←改訂日